

【業界初】『有料老人ホーム用 入居費用総合補償プラン』の販売開始

損害保険ジャパン日本興亜株式会社（社長：二宮 雅也、以下「損保ジャパン日本興亜」）は、有料老人ホーム*¹の運営事業者向けに、業界初となる『有料老人ホーム用 入居費用総合補償プラン』の販売を2015年12月1日から開始します。

また、身元引受人を必要とする入居者に対しては、司法書士による任意後見（代理）契約の活用をご紹介します。*²

前払金（入居一時金）の保全措置として、信託契約による方法をご希望される運営事業者に対しては、みずほ信託銀行による前払金分別信託契約の活用をご紹介します。*³

- * 1 老人福祉法の基準により届出される、介護や食事、医療などのサービスを高齢者に提供する施設です。
- * 2 有料老人ホームに入居する場合、一般的に入居者は連帯保証人（債務保証）と身元引受人（債務保証以外）を立てる必要があります。
- * 3 信託契約に関する全てのご説明やお手続などは、みずほ信託銀行が行います。

1. 販売開始の背景

2006年の老人福祉法改正（定員要員の廃止、対象サービスの増加）以降、有料老人ホームの定員数は2014年7月1日時点で約38万人（出典：厚生労働省（労健局）の取組について）まで増加しています。今後、高齢者単身・夫婦世帯の増加に加え、公的介護保険で賄いきれない介護サービス費等の増加も想定されることから、入居者が家賃や介護サービス費等を滞納するリスクが増加すると考えられます。

また、入居希望者のなかには、身近な親族等で連帯保証人（債務保証）や身元引受人（債務保証以外）を立てられず、有料老人ホームに入居できないケースが発生しています。

有料老人ホームの入居に際して運営事業者が入居者から受領する前払金（入居一時金）については、老人福祉法により保全措置を講ずることが義務付けられています。

2. 商品の概要

有料老人ホームの運営事業者向けに、入居者が家賃や介護サービス費等を滞納したことによって被る損害を補償する業界初の商品を開発しました。

- (1) 保険契約者 : 有料老人ホーム運営事業者
- (2) 被保険者 : 同上
- (3) 補償内容 : 入居契約を締結した有料老人ホームの入居者やその連帯保証人から、家賃や介護サービス費、食事サービス費、その他の費用の回収ができない場合に、有料老人ホーム運営事業者が被る損害を補償します。また、連帯保証人を立てられない入居者がいる場合でも保険加入を

可能としました。

3. 司法書士による任意後見（代理）契約の紹介

身元引受人を必要とする入居者に対して、損保ジャパン日本興亜の協定先である公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート（以下「リーガルサポート」）の会員である司法書士による任意後見（代理）契約の活用をご紹介します。損保ジャパン日本興亜の全国の営業店で紹介受付が可能であり、有料老人ホームへの入居を後押ししていきます。

リーガルサポートは全国の都道府県に50の支部、7,000人を超える司法書士の正会員を有し、家庭裁判所から選任される第三者後見人を供給する団体としては、日本最大の公益社団法人です。

<リーガルサポートの概要>

会社名	公益社団法人 成年後見センター・リーガルサポート
創立	1999年12月
所在地	〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館5階
概要	日本司法書士会連合会が中心となり、司法書士を正会員として設立された公益財団法人で、成年後見業務や任意後見（代理）業務などを行う。

4. 前払金分別信託契約のご紹介

有料老人ホームの入居に際して運営事業者が入居者から受領する前払金（入居一時金）については、老人福祉法により保全措置を講ずることが義務付けられています。

その保全措置として、運営事業者が信託契約による方法をご希望される場合には、損保ジャパン日本興亜からみずほ信託銀行をご紹介します。信託契約に関する全てのご説明やお手続などは、みずほ信託銀行が行います。

<みずほ信託銀行の概要>

商号	みずほ信託銀行株式会社
発足	2003年3月
所在地	〒103-8670 東京都中央区八重洲1-2-1
資本金	2,473億円
概要	大株主：株式会社みずほフィナンシャルグループ（持株比率100%、自己株式を除く） 国内店舗：本支店36、出張所17 (2015年3月末現在)

5. 今後について

損保ジャパン日本興亜は、今回の『有料老人ホーム用 入居費用総合補償プラン』の販売を通じて、運営事業者の安定経営を支援することで、有料老人ホームの一層の普及に貢献していきます。

以上